

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、準備を進めていますが、県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示すとおり、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」をめざす。「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされています。

国保は「低所得者」や「高齢者」が多く、8割の方が「生活が苦しく自己負担引き上げに反対」しています。国民健康保険制度は、社会保障の中でも、「最後の砦」ともいえる制度であり、そのために国庫補助が大きな役割を果たしています。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大きく低下し、さらに、沖縄県においては先の沖縄戦の影響で、補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきました。

こうした中では、沖縄県において、定率の国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」は困難と考えます。

平成29年8月30日に公表された「保険料試算」では、公的支援金のほかに、前期高齢者補助金の増加、医療費の減少などの要因により、一人当たり保険料（税）引き下げが可能であることがわかりました。

60年ぶりとなる国保の大改革「国保の県単位化」にあたっては、主権者である住民の意見を十分にひろいあげ、日本国憲法の地方自治の原則と第25条、国保法第1条の精神に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」として、住民が医療を受ける権利や暮らしを第一に考え改善発展させるよう強く求めます。

記

- 1 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たせるよう充分配慮すること。
- 2 国保料については、抑制をはかるために、定率で国庫補助の増額をすること。
- 3 前期高齢者人口に基づく国保補助金算定は沖縄戦という特殊な事情を考慮し、補填と、見直しをすること。
- 4 国庫補助の増額がないままに保険料の増額や「法定外繰入の段階的解消」を迫ることなく、各市町村の実情に即した保険となるよう市町村の自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣